

高濃度PCB廃棄物に係る規制強化をめぐる議論

— PCB廃棄物特別措置法の改正 —

環境委員会調査室 大嶋 健志

1. はじめに

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、昭和43年に発生したカネミ油症事件を受けて、昭和47年以降は製造されていない。しかし、PCBが含まれる廃棄物の処理は完了しておらず、現在も使用中のPCB含有機器が多く存在する。このため、平成13年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号、以下「PCB特措法」という。）が制定され、平成28年7月の処理完了が目指されてきたが、この目標は断念されて、平成39年3月まで延長された。この新たな目標を達成するため、第190回国会（平成28年常会）に政府からPCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（以下「本改正案」という。）が提出され、平成28年4月に原案のとおり成立した。本稿では、本改正案提出の背景・経緯及び概要を整理するとともに、国会における主要な議論を紹介することとしたい。

2. 本改正案提出の背景・経緯

（1）カネミ油症事件以降の取組

PCBは、昭和29年に国内で製造が開始され、絶縁性、不燃性等の特性からトランス・コンデンサ等の幅広い用途に使用されてきた。しかし、昭和43年のカネミ油症事件の発生で、その毒性が社会問題化したことから、昭和47年に通商産業省（当時）の行政指導により製造中止となり、昭和48年に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）において、製造、輸入の許可制（事実上禁止）等の対象とされた。

一方、既に製造されたPCBの処理を行うため、同年、電気機器メーカーが中心となって、財団法人電機ピーシービー処理協会（その後、財団法人電気絶縁物処理協会に改称）が設立され、PCB処理施設設置に向けた取組が行われてきた。しかし、当時想定された焼却処理が環境汚染につながるとの懸念を払拭できず、立地について、住民や地方自治体の理解、協力を得ることができなかった。また、PCBを焼却によらず、化学的に分解処理する技術開発も進められ、平成10年には、焼却処理に加えて、化学分解による方法が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）の下での基準として位置付けられたものの、依然として、住民等の理解を得るには至らなかった。

(2) PCB特措法の制定と処理期限の決定

以上のような取組が成果を上げられない状況が続く中、平成4年及び平成10年の厚生省（当時）による調査により、約1万1千台のトランス・コンデンサ等が紛失していることが判明した。また、平成12年に八王子市等の小学校において、蛍光灯の耐用年数を過ぎたPCB使用安定器が破裂し、PCB絶縁油が漏えいする事件が起きるなど、環境や人体への影響が懸念される事態も発生した。

一方、PCBは、国際的には、2001（平成13）年5月に採択され、2004（平成16）年5月に発効した残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）の規制対象となり、2025（平成37）年までの使用の全廃、2028（平成40）年までの適正な処分が求められることとなった。

このような状況を受けて、第151回国会（平成13年常会）において、PCB特措法が制定された。同法は、廃棄物処理法の特別法として、排出事業者責任原則を維持しつつも、PCB廃棄物が長期にわたり処分されてない状況に鑑みて、国に体制の整備等の責務を課した（第5条第1項）。実際の施設の整備及び処理は、当初は環境事業団、平成16年4月以降は同事業団の業務を引き継いだ日本環境安全事業株式会社（平成26年12月、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に改組。以下「JESCO」という。）が実施してきた。

また、PCB特措法は、PCB廃棄物を保管する事業者に対する規制として、第10条において、政令で定める期間内に処分又は処分の委託を完了することを義務付けた。その期間は、処理施設の整備に約5年、PCB廃棄物の処理に約10年、合わせて約15年を要するとの理由¹から、法の施行の日（平成13年7月15日）から起算して15年と定められ²、平成28年7月が処分等の期限とされた。

(3) PCB特措法制定後の経過

PCB特措法により国に課された体制の整備等の措置に関する責務は、第6条に基づくPCB廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）により具体化される。整備を行う処理施設の数については、法制定時の議論では、全国で5、6か所程度と想定され³、宮城県内等への整備も検討されたが、最終的には、北九州市、愛知県豊田市、東京都江東区、大阪市及び北海道室蘭市の5か所に整備されることとなった。また、それぞれの事業対象地域も定められた。平成15年4月22日、この方針を踏まえた最初の基本計画が定められ、高濃度PCB廃棄物の処理は、これらの施設で処理することとされ、平成16年12月から平成20年5月にかけて、5つの施設の操業が順次開始された。

一方、法制定後の平成14年に、PCBを使用していないとされていた機器から微量のPCBが検出されるものがあることが判明し、実証実験等を経て、平成21年に、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度を活用して処理体制を確保する制度が整えられた。平成22年6月に最初の認定が行われ、以降、処理拠点は増加してきたが、処理の進捗はいまだ初

¹ 第151回国会衆議院環境委員会議録第7号21頁（平13.3.30）

² ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）

³ 第151回国会衆議院環境委員会議録第8号19頁（平13.4.3）

期段階とされている⁴。

（４）処理期限の 15 年間延長

環境省は、PCB特措法附則第 2 条に定める法施行後 10 年の検討規定に基づき、平成 23 年 10 月から「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）において、有識者や地方自治体関係者等による検討を開始した。その結果、平成 24 年 8 月、「今後の PCB 廃棄物の適正処理推進について」と題する報告書が取りまとめられた。ここでは、平成 28 年 7 月の処理期限について、POPs 条約の期限の範囲内（平成 40 年までの適正な処分）での延長が要請されるとともに、他のエリアの処理施設の活用、処理推進策の具体化等が提言された。これを踏まえ、平成 24 年 12 月に関係政令が改正され、処理期限が平成 28 年 7 月から平成 39 年 3 月に延長された。

その後、環境省による各地域での説明や、JESCO における技術的な検討等を踏まえ、平成 25 年 11 月に再開された検討委員会での議論を経て、平成 26 年 6 月 6 日に新たな基本計画が決定された⁵。従来の基本計画では、政令で定められていた平成 28 年 7 月までの期限の下で、5 つの事業所のエリア全てで一律に事業の完了の予定時期が平成 28 年 3 月とされていた。これに対し、新たな基本計画では、政令で定められた平成 39 年 3 月との全体としての期限の下、事業所ごと、及び「高圧トランス・コンデンサ等」、「安定器等・汚染物」の区分ごとに、それぞれ処理期限が定められ、最短で平成 31 年 3 月 31 日（北九州事業所の高圧トランス・コンデンサ等）、最長で平成 36 年 3 月（北海道事業所の安定器等・汚染物）までに、PCB 廃棄物の保管事業者は JESCO に処分を委託することとされた。この処理完了期限の延長に際して、環境大臣は、再延長を絶対にしないことを環境大臣名で立地自治体に約束している。

（５）本改正案の国会提出

環境省は、平成 27 年 7 月 31 日の検討委員会において、法改正の必要性を含む追加的方策の提案を行った。その検討のために、ワーキンググループが設置され、3 回の議論が行われるなどして、平成 28 年 2 月 8 日の検討委員会において、「PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～」として了承された。この中では、①高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の掘り起こし調査強化、②使用中の高濃度 PCB 使用製品の使用終了のための届出制度の強化、③計画的処理完了に向けた JESCO への確実な処分委託実施、④やむを得ない場合の都道府県による行政代執行を円滑にすること等が求められている。

以上のような経緯を踏まえ、平成 28 年 3 月 1 日、本改正案が閣議決定され、同日、第 190 回国会（平成 28 年常会）に提出された。衆議院においては、環境委員会における 2 日

⁴ 後掲「PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～」（PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会、平 28.2.8）の 36 頁

⁵ その後、事業主体の「日本環境安全事業株式会社」が「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改組されたため、平成 26 年 12 月 24 日に再度改定されている。

間（4月1日及び5日）の質疑を経て、4月8日の本会議で全会一致により可決された。また、参議院においては、4月21日に質疑及び採決が行われ、翌22日の本会議で全会一致により可決され、成立した。

3. 本改正案の概要

（1）基本計画の閣議決定化・関係者の協力規定の新設

基本計画の決定主体は、現行法においては、環境大臣とされているが、本改正案により、政府一丸となって取り組むための理由から閣議において定められることとなる（第6条第3項）。また、基本計画の記載内容について、現行法の記載事項であるPCB廃棄物の保管量等のデータ、処理施設の整備に、「処理の基本的な方針」や、「計画的に推進するために必要な措置」等が加わる（第6条第2項）。さらに、環境大臣、経済産業大臣、都道府県知事、PCB使用製品製造者等の関係者が連携協力を努める旨の規定が新設される（第23条）。

（2）高濃度PCB廃棄物に係る規制の強化

現行法においても、PCB廃棄物の保管事業者に対して、保管場所等の届出、知事による指導及び助言、期間内処分違反に対する大臣・知事の改善命令、報告の徴収、立入検査等が規定されているが、本改正案により、届け出た保管場所の変更を禁止する旨の規定が追加される（第8条第2項）。

また、処理期限に関連する規定が追加される。現行法では、低濃度のものも含むPCB廃棄物全体について、政令により、平成39年3月と定められており、高濃度PCB廃棄物については、基本計画において、保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限として、計画的処理完了期限が設定されている。本改正案により、高濃度PCB廃棄物については、「処分期間」がPCB廃棄物の種類ごと及び保管の場所が所在する区域ごとに政令により設定されることとなり（第10条第1項）、現行の計画的処理完了期限より1年前を期限とすることが想定されている⁶。また、計画的処理完了期限は、確実な処分完了を見込む等の要件を満たした事業者のみを対象とする期限である「特例処分期限日」となる（第10条第3項）。

（3）高濃度PCB使用製品に係る規制の新設

現在も高濃度PCB使用製品を使用している事業者が多数存在するとして、その使用終了を促すため、高濃度PCB廃棄物と同様に、処分期間及び特例処分期限日の制度が新設される（第18条）。また、保管場所届出、処分終了届出、報告の徴収、立入検査等も高濃度PCB廃棄物と同様に規定される（第19条）。

ただし、高濃度PCB使用製品のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する電気工作物については、これらの規定は適用されず、電気事業法の定めるところによる

⁶ 第190回国会衆議院環境委員会議録第6号14頁（平28.4.1）

ものとされているが、特例処分期限日までに廃棄されなかった高濃度PCB使用電気工作物については、高濃度PCB廃棄物とみなして、上記（２）の規定が適用されることにより、最終的には高濃度PCB廃棄物全体が処分されることとなる（第20条）。

（４）高濃度PCB廃棄物の処分の代執行規定の新設

都道府県知事は、高濃度PCB廃棄物の保管事業者が処分期間又は特例処分期限日に係る規定を遵守できなかった場合には、期限を定めて、処分等の措置を命ずることができることとなり、また、その命令を履行する見込みがない場合等に、代執行を行うことができるものとされる（第13条第1項）。

4. 主要な議論

（１）PCB廃棄物の処分が遅れている理由

当初設定された平成28年7月の処理期限目標が達成できず、処理が遅れている理由がただされた。これに対し環境省は、JESCOが世界でも類を見ない大規模な化学処理方式を採ったため、処理開始時点では分からなかったこととして、①作業環境におけるPCBの揮発量が想定よりも多く作業員の安全対策が必要になったこと、②紙や木などの部材に含まれるPCBの洗浄に時間を要したことを挙げ、当初の見込みどおりいかなかった背景を説明した⁷。

さらに、平成24年に検討委員会が1回目の報告書を取りまとめた時点で、ただちに法改正に向けた措置が採られなかった理由がただされた。これに対し、環境省からは、報告書の提言内容に基づいて、処理期限を平成39年3月に延長する一方で、掘り起こし調査の実施、使用中PCB使用製品廃棄に向けた働きかけ、意図的に処理を行わない事業者への働きかけなど行政指導を中心とした取組を実施してきたものの、法的強制力を伴わない取組には限界があることが明らかになり、地方公共団体からの要望もあって今般法案を提出するに至ったとの説明がなされた⁸。

（２）基本計画の閣議決定化と新基本計画策定の見通し

基本計画を閣議決定とする理由がただされた。これに対し、丸川環境大臣は、いまだ使用中の製品に係る規制を導入することや、電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品についての措置が電気事業法に基づく措置であること等を挙げている⁹。

また、基本計画の新たな記載事項について、それぞれの追加理由及び記載を予定している内容が問われた。これに対し、環境省は、「処理の基本的な方針」については、期限内処理を確実にするなどの政府全体としての基本的な方針を閣議で決めていく必要があるため追加したとし、期限内に処理する旨を定めるとした¹⁰。また、「計画的に推進するために必

⁷ 第190回国会衆議院環境委員会議録第7号13～14頁（平28.4.5）

⁸ 第190回国会参議院環境委員会議録第7号23頁（平28.4.21）

⁹ 第190回国会衆議院環境委員会議録第7号9～10頁（平28.4.5）

¹⁰ 第190回国会衆議院環境委員会議録第7号10頁（平28.4.5）

要な措置」については、計画的に進めていく必要から、ロードマップと関係者の役割分担を明らかにする旨の説明がなされた¹¹。

丸川環境大臣は、このような閣議決定化及び記載事項の追加を受けて、基本計画の内容を見直すとしたが、その時期を問われると、改正法の施行前に決定するとの方針を明らかにした¹²。また、平成26年に延長して定められたそれぞれの処理期限については、変更しない旨の答弁があった¹³。なお、法の施行日は、公布の日（平成28年5月2日）から3月を超えない範囲内において政令で定める日とされており（本改正案附則第6条）、平成28年8月1日が予定されている¹⁴。

（3）新たな処理期限目標が達成できなかった場合の対応

高濃度PCB廃棄物の処理が各エリアごとに設定された期限までに終了しなかった場合の対応が問われた。丸川環境大臣からは、期限経過後は、事業者の責任で、民間主導で処分を求めることとなるが、これまでの経緯に鑑みれば、それは困難であり、そうならないように期限内の処分委託完了に全力を尽くすとの答弁があった¹⁵。さらに、各エリア内で処理が終了しなかった場合に、他のエリアに持ち込むことを想定しているのかどうかは問われたが、地元との合意で決まっているため、認められないとの説明があった¹⁶。

（4）掘り起こし調査の現状と見通し

本改正案の提出に当たっては、いまだ都道府県知事に保管の届出がなされていない高濃度PCB廃棄物や、使用中の高濃度PCB使用製品について全容を把握する必要があるとされている。委員からは、掘り起こし調査の実施に際しては、自治体の業務が増加することになる中で、自治体任せにしないことが求められた。環境省は、このような指摘に対し、現在の各自治体に対するアンケート調査による掘り起こし調査では、回答率が5割程度にとどまるなど調査が難航しているとした上で、①まずは、掘り起こし調査の効率化のため、電気事業法の届出データ等により調査対象事業者を絞り込んだデータを作成して、都道府県に提供するとともに、本改正案による報告徴収や立入検査権限強化を活用すること、②環境省や自治体に、経済産業省、電気保安関係団体等も加えた早期処理関係者連絡会議を事業エリアごとに立ち上げ、協力の進め方や進捗状況のフォローアップを行うこと等を予定していると答弁した¹⁷。

また、今後フォローアップ調査により、どの程度未判明のものが明らかになると想定しているのかが問われたのに対して、環境省は、北九州市の調査において1割に相当するものが新たに判明したことを根拠に、今後、現在届出が出されている量のおおむね1割増し

¹¹ 第190回国会衆議院環境委員会議録第7号10頁（平28.4.5）

¹² 第190回国会参議院環境委員会議録第7号8頁（平28.4.21）

¹³ 第190回国会参議院環境委員会議録第7号8頁（平28.4.21）

¹⁴ 第19回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会（平28.6.10）資料1

¹⁵ 第190回国会衆議院環境委員会議録第6号8頁（平28.4.1）

¹⁶ 第190回国会衆議院環境委員会議録第6号8頁（平28.4.1）

¹⁷ 第190回国会衆議院環境委員会議録第6号2頁（平28.4.1）

になるとの見通しを示した¹⁸。一方、委員からは、北九州市の体験に寄りかかりすぎではないかとの指摘もあった¹⁹。

なお、委員からは、現行法の下でも、P C B特措法と電気事業法のそれぞれの届出データについては、両者の整理、突合が可能であるとして、これまで行っていなかったことについて、真摯な反省が求められる旨の指摘がなされた²⁰。

(5) 本改正案における電気使用工作物の取扱い

本改正案においては、電気工作物である高濃度P C B使用製品についての規制は、電気事業法の定めるところによるとされている。経済産業省は、これまでの対応の実績について問われると、昭和51年にP C B使用電気工作物の新設を禁止したこと、平成13年には、一定水準以上の使用が判明した電気工作物について、国に届け出ることが義務付けられたことなどを紹介した²¹。また、この届出制度に基づいて把握されている数は、約2万台であるとした²²。

今後の措置については、本改正案で適用除外とされている使用中の電気工作物について、電気事業法の下で今後どのように期限内の廃棄を進めていくのかが問われた。これに対し、経済産業省は、本改正案と併せ、関係省令等を改正し、既に設置されている電気工作物について、期限までの廃止を義務付け、新たに、毎年度、使用中の電気工作物の廃止処分の見込み、処分事業者との委託契約の有無等について、国への届出を義務付けるなど、本改正案と同等の措置を講ずるとしている²³。また、経済産業省では、電気事業法の規制対象外である照明器具の安定器についても、本改正案により環境省を中心とする廃棄に向けた取組が強化されることを受けて、電気保安法人等を通じ、その処分の必要性について周知する形で、適切に協力していくとした²⁴。なお、丸川環境大臣は、使用中の電気工作物の処理促進について、環境省がリーダーシップをとって、経済産業省と連携する旨の決意を表明している²⁵。

(6) 高濃度P C B使用製品の強制廃止と財産権の関係

高濃度P C B使用製品について、使用中のものまで廃止を義務付けるのは財産権の侵害ではないかとの指摘があったのに対し、丸川環境大臣からは、①高濃度P C B廃棄物の処理期限後はJ E S C Oで処分することができないため、処理期限を過ぎると処分が事実上困難となること、②既に製造禁止から40年以上が経過していること、③昭和51年に新規の使用が既に禁止されていて、更新推奨時期あるいは法定耐用年数が過ぎているため、劣化による漏えいの危険があること、④法令上使用が禁止されていない安定器についても、

¹⁸ 第190回国会衆議院環境委員会議録第7号8頁(平28.4.5)

¹⁹ 第190回国会参議院環境委員会議録第7号23頁(平28.4.21)

²⁰ 第190回国会衆議院環境委員会議録第7号8～9頁(平28.4.5)

²¹ 第190回国会衆議院環境委員会議録第7号7頁(平28.4.5)

²² 第190回国会衆議院環境委員会議録第7号7頁(平28.4.5)

²³ 第190回国会衆議院環境委員会議録第7号3頁(平28.4.5)

²⁴ 第190回国会衆議院環境委員会議録第7号3～4頁(平28.4.5)

²⁵ 第190回国会衆議院環境委員会議録第6号11頁(平28.4.1)

10年以上使用されているものは劣化による漏えい事故が発生していることを理由に、財産権に対する合理的な範囲内での制約と考えている旨の答弁があった²⁶。

(7) 行政代執行の規定を新設する理由とそれに要する費用負担の在り方

行政代執行法において代執行の要件等が規定されているにもかかわらず、本改正案で新たに規定する理由が問われた。これに対し、環境省は、同法の規定する代執行の要件が明確ではないとの都道府県の受け止めがあることや、命令すべき者を確知できない場合には対象外であることから、改めて保管事業者の破産等の要件を明確化し、また、命令すべき者が確知できないという場合でも、可能になることを意図した旨答弁した²⁷。具体的な例としては、保管事業者が不明、破産等の事案として判明している案件（高濃度147件、濃度不明74件）が対象となり得る旨の説明がなされた²⁸。

この代執行の規定については、委員から、都道府県が回収不能となった場合に負うこととなる負担の増大をおそれ、代執行に二の足を踏むのではないかとの指摘があった。この懸念に関して、丸川環境大臣からは、環境省に有識者等から成る検討会を設置し、都道府県が行う行政代執行に対する支援の在り方について議論を開始したとの答弁があった²⁹。なお、環境省は、この取りまとめの目途を平成28年夏頃としている³⁰。

(8) 高濃度PCB廃棄物処理費用の実績及びPCB製造事業者による費用負担の必要性

JESCOにおいて処理されている高濃度PCB廃棄物に関する処理費用について、当初の推計や実績がどの程度なのかが問われた。環境省からは、平成16年度時点の当初推計は、4,155億円であったが、平成27年度末までの実績は、4,400億円と既に上回っていること、また、今後の費用については、見通すことが困難であるとしつつ、1つの試算としてJESCOによる推計が3,800億円であるとの答弁があった³¹。環境省では、当初想定より費用が増加している理由を問われると、化学処理方式の採用や、トラブルによる稼働率の低下等により発生した処理の遅れのためとしている³²。

このような巨額な費用負担が必要となる中、従来からあるPCB製造者等に対する協力の要請の規定（本改正案第22条）について議論があった。委員からは、PCB製造事業者、PCB使用機器の製造事業者の責任を問うべきとの立場から、同条に基づきPCB処理費用の負担の要請がなされるべきとの指摘がなされた。これに対し、環境省では、規定は、PCB処理費用の負担そのものとは書かれていないと否定的に答弁した³³。なお、PCB製造事業者及びPCB使用製品製造事業者の資金拠出については、財団法人電気絶縁物協会を引き継ぐ形で約4億8千万円拠出しているが、その金額では少なすぎるとの指摘があ

²⁶ 第190回国会衆議院環境委員会議録第6号13頁（平28.4.1）

²⁷ 第190回国会衆議院環境委員会議録第7号11～12頁（平28.4.5）

²⁸ 第190回国会衆議院環境委員会議録第7号11～12頁（平28.4.5）

²⁹ 第190回国会衆議院環境委員会議録第7号4頁（平28.4.5）

³⁰ 第190回国会参議院環境委員会議録第7号17頁（平28.4.21）

³¹ 第190回国会衆議院環境委員会議録第7号4～5頁（平28.4.5）

³² 第190回国会衆議院環境委員会議録第7号4～5頁（平28.4.5）

³³ 第190回国会衆議院環境委員会議録第7号5～6頁（平28.4.5）

った。これらは、P C B廃棄物処理の研究等に係る費用に充てられてきており、その平成27年3月末時点での残高は約1億2千万円となっている。丸川環境大臣からは、様々な意見があることは承知しており、それらを踏まえつつ、今後の取扱いについては、規定の趣旨やP C B廃棄物の処理状況等を踏まえて改めて検討したいとの答弁があった³⁴。

(9) J E S C Oにおける処理の遅れの状況

検討委員会の報告書では、保管事業者によるJ E S C Oへの処分委託を促進すべき旨の指摘がなされている³⁵。一方、J E S C O処理施設において、処分委託をした後の順番待ちが発生している状況があり、問題点として指摘された。環境省では、J E S C Oにおいて、今後事業者とよく調整して順番待ちが生じないよう後押ししたいとの答弁がなされたが³⁶、近年は処理が順調に行われるようになってきているとの認識も示された³⁷。ただし、東京事業エリアにおいて、千葉、神奈川、埼玉の3県の処理が遅れていることや、それ以外のエリアにおいて新規登録から1年程度要するとの状況も明らかにされた³⁸。

(10) 低濃度P C B廃棄物の処理の見通し

本改正案は、高濃度P C B廃棄物に係る規制の強化を目的としている。このため、低濃度P C B廃棄物に関する措置についての変更はないとされている³⁹。

そこで、低濃度P C B廃棄物の処理について、高濃度に比べさらに先行きがよく見えないとの指摘がなされた。この点について、環境省では、低濃度については、P C B特措法の制定以降に問題が発覚したために、使用中のものが相当数あると想定され、処理体制が整備の途上であり、まずは、低濃度P C B使用製品の使用実態の把握を十分に行い、処理体制の充実、多様化を進めていくとしている⁴⁰。なお、本改正案の附則第5条に定められたP C Bが使用されている製品に関する施策の在り方について、5年以内に検討するとの規定があるが、これは、このような低濃度P C B廃棄物のための規定である旨の説明がなされた⁴¹。

(11) 中小企業支援拡充の必要性

高濃度P C B廃棄物の処理については、中小企業者等の負担軽減のための制度が設けられている。この制度は、独立行政法人環境再生保全機構にP C B廃棄物処理基金を設ける

³⁴ 第190回国会参議院環境委員会会議録第7号9頁(平28.4.21)。なお、平成15年5月8日、鈴木環境大臣(当時)は、「全国のP C B廃棄物処理事業の今後の展開、こういうものを見通しをいたしまして、これらに要する費用を精査した上で所要額を確定し、新たな出捐につきましてもP C B製造者等に対して協力を求めてまいりたい」と答弁している(第156回国会参議院環境委員会会議録第10号19頁)。

³⁵ 前掲「P C B廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～」(P C B廃棄物適正処理推進に関する検討委員会、平28.2.8)の19～25頁

³⁶ 第190回国会衆議院環境委員会会議録第6号10頁(平28.4.1)

³⁷ 第190回国会参議院環境委員会会議録第7号24～25頁(平28.4.21)

³⁸ 第190回国会参議院環境委員会会議録第7号24～25頁(平28.4.21)

³⁹ 第190回国会衆議院環境委員会会議録第7号12頁(平28.4.5)

⁴⁰ 第190回国会衆議院環境委員会会議録第6号15頁(平28.4.1)

⁴¹ 第190回国会衆議院環境委員会会議録第7号12頁(平28.4.5)

ことによって運用されており、中小企業者等について、処分料金の70%を軽減し、個人については、95%を軽減するものとなっている。この措置の拡充が求められたのに対しては、措置のための基金は出捐総額560億円と既に大規模なものとなっており、これを継続していくとの方針が説明されるにとどまり、拡充の意向は示されなかった⁴²。

(12) PCB廃棄物の処理をめぐる不祥事

ア 処理施設におけるトラブル

JESCOの事業所の処理過程におけるトラブルの発生状況が委員から問われた。

環境省では、それぞれの事業所において、洗浄廃液の漏えい、水蒸気の噴出事故等が発生していることを説明した。特に、直近の事故である北九州事業所における高濃度ベンゼン排出事故が取り上げられ、丸川環境大臣は、地元との信頼関係を揺るがすようなことをしてはならず、今回の事案を大変重く受け止めていること、また、コンプライアンスについて改善を図るなどとした報告書を実行に移されるよう環境省として指導に努める旨を表明した⁴³。なお、この事故に関して、プラントメーカーの責任が問われたのに対し、環境省からは、ベンゼンの存在をプラントメーカーもJESCOも認識していなかった旨が説明された⁴⁴。

イ 保管時の紛失等

トランス・コンデンサ等の紛失については、厚生省調査による約1万1千台以外にも判明しており、近年の環境省による都道府県を対象とした調査により、年間30～50件程度の紛失事案、20～30件程度の不適正処分事案があるとされる⁴⁵。

廃棄物処理法においては、漏えいや飛散防止をするための保管基準が規定されており、保管事業者には適正に保管する義務が課せられているが、紛失の場合の対応については、各都道府県において、紛失廃棄物の捜索、行政指導等が行われるのにとどまり、罰則が課されるには至っていないことが明らかにされた⁴⁶。

5. おわりに

今回の法改正は、高濃度PCB廃棄物の処理が遅れている状況の中、延長した処理期限を厳守するための措置であるとされている。このため、期限が守れなかった場合は、想定されていない。しかし、これまでの処理の進捗状況から考えれば、今回の法改正による措置だけで期限が守れるかどうかには不安も残る。環境省においては、現在、改正を踏まえた新たな基本計画や、行政代執行の負担の在り方等について検討が進められているが、今後の制度の具体化の中で、期限内処理の達成に向けて万全を期するとともに、想定どおりに事態が進展しない場合には、早めに新たな対処が求められよう。

(おおしま たけし)

⁴² 第190回国会参議院環境委員会会議録第7号5頁(平28.4.21)

⁴³ 第190回国会衆議院環境委員会会議録第6号5頁(平28.4.1)

⁴⁴ 第190回国会参議院環境委員会会議録第7号20頁(平28.4.21)

⁴⁵ 第190回国会衆議院環境委員会会議録第7号13頁(平28.4.5)

⁴⁶ 第190回国会参議院環境委員会会議録第7号7～8頁(平28.4.21)